

長崎県外国人留学生への奨学金等支給支援事業 実施要領

(趣旨)

第1条 県は、介護福祉士養成施設で介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の修学期間中の支援を図り、将来当該留学生を介護の専門職として雇用しようとする介護施設等の負担を軽減することで、介護施設等の外国人留学生に対する奨学金の新設、拡大を促進することを目的として、外国人留学生に奨学金等の支援を行う介護施設等の取組に対し、予算の定めるところにより、長崎県外国人留学生への奨学金等支給支援事業補助金(以下、「補助金」という。)を交付するものとする。その交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示460号の9)及び長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金実施要綱(以下「実施要綱」という。)の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(補助の対象及び補助額等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業、補助対象者及び経費並びにその補助額等は別表に定めるとおりとする。

2 留学生が介護福祉士修学資金貸付事業等の類似する他の国庫補助事業を受けている場合は本事業の対象としない。ただし、介護福祉士修学資金で生活費加算を受けず、本事業で介護福祉士養成施設における居住費などの生活費を利用するなど、本事業と他制度が重複しない場合は、その重複しない範囲において本事業の対象とする。

(事業計画書の提出等)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、第4条の規定による申請書に先立ち、別に定める日までに、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 経費所要額調(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2-1号)
- (3) 補助対象者と留学生の間で締結する奨学金に関する契約書の案
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金等の交付の申請と添付すべき書類)

第4条 実施要綱第3条の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費所要額調(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) 暴力団排除に係る誓約書(様式第4号)
- (5) 補助対象者と留学生の間で締結する奨学金に関する契約書の写し
- (6) 奨学金等支給規程
- (7) 在留カードの写し
- (8) 該当する留学生が介護福祉士養成施設に在籍していることが確認できる書類
- (9) 他の制度との併給をしないことの誓約書(様式第9号)
- (10) その他知事が必要と認める書類

(事業計画の変更)

第5条 実施要綱第4条の規定による追加交付申請等を行う場合の変更交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費所要額調(様式第1号)
- (2) 変更計画書(様式第5号)
- (3) 変更収支予算書(様式第6号)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 実施要綱第8条の規定による実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費精算額調(様式第1-2号)
- (2) 事業実施結果報告書(様式第7号)
- (3) 収支精算書(様式第8号)
- (4) 在留カードの写し
- (5) 外国人留学生へ奨学金等を支給した明細書の写し
- (6) 留学生への奨学金の支給を確認できる書類
- (7) 修学機関を卒業した場合は、そのことを証する修学機関が発行する書類
- (8) 介護福祉士養成施設に在籍中の場合は、そのことを証する修学機関が発行する書類
- (9) 修学機関を退学・休学している場合は、そのことを証する修学機関が発行する書類
- (10) 介護福祉士養成施設の修学期間最終年度にあつては、介護福祉士国家試験受験を確認できる書類
- (11) その他知事が必要と認める書類

(補助金の返還)

第7条 介護施設等が留学生に奨学金を貸与した額について、卒業後に当該施設において介護業務に従事しない等の事情により、留学生に奨学金の返済を求める場合にあっては、交付された補助金の額を除いて返済させ、介護施設等から県への補助金返還は生じないものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和元年9月26日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年3月1日から施行する。

この要領は、令和5年度予算から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助対象者	補助上限額			補助対象期間	
		補助対象経費	補助基準額	補助額		
介護福祉士資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある留学生に対し、生活費などを奨学金として支給する事業	長崎県内の介護施設等 （介護保険法上の介護事業を行う法人又は施設・事業所等）	介護福祉士養成施設	居住費などの生活費 ¹	1人あたり 年額360,000円以内	補助対象経費の額と補助基準額とを比較して、いずれか少ない額の1/3の額。 ただし、補助額は、留学生への給付額以内とする。	正規の修学期間 ² (2～4年)

1 ...民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費。（学費・国家試験受験対策費用を除く。）

2 ...病気等の真にやむを得ないと実施主体の長が認める事由により留年した期間中については助成対象期間に含めて差し支えない。